

建 政 ー 8 7 5

令和5年8月24日

各建設業関係団体の長
各建設関連業団体の長 } 様

秋田県建設部長

(公印省略)

退職金共済制度取扱要領等の一部改正について (通知)

中小企業退職金共済法の改正に伴い、別添のとおり取扱要領等の一部を改正しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

担当：建設政策課

建設業チーム

TEL. 018-860-2425

建設業退職金共済制度取扱要領等の一部改正
 建設業退職金共済制度取扱要領の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>1 契約担当者は、工事請負契約を締結した場合には、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の発注者用掛金収納書（<u>証紙貼付方式は別紙1の収納書を別紙2の掛金収納書提出用台紙に貼付、電子申請方式は別紙3のみ、以下「収納書」という。</u>）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）から提出させるものとする。</p> <p>2 前項の収納書は、工事請負契約締結後<u>証紙貼付方式においては1か月以内、電子申請方式においては40日以内</u>に提出させるものとする。ただし、<u>電子申請方式において、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の電子申請専用サイトで発行される「掛金口座振替申込受付書」（別紙4）が提出される場合、又は工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注機関に申し出たときは、この限りでない。</u></p> <p>3 契約担当者は、前項ただし書の場合においては、受注業者からその理由及び共済証紙<u>又は退職金ポイント（以下「共済証紙等」という。）</u>の購入予定時期を書面により申出させるものとする。</p> <p>4 契約担当者は、受注業者から第2項ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙等<u>を追加購入したときは、当該共済証紙等</u>に係る収納書を工事完成時まで提出させるものとする。 なお、受注業者から第2項ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙等<u>を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申出させるものとする。</u></p> <p>5 <u>収納書確認の際、建退共制度と建設キャリアアップシステム活用への完全移行に向けた環境整備を図る観点から、建設キャリアアップシステム登録情報について記載の確認をし、受注業者が建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている場合には、就業履歴が蓄積可能な環境の有無について確認し、必要に応じて各現場へのカードリーダーの設置など適切な対応を促す。</u></p> <p>6 契約担当者は、工事完成届とともに<u>建設業退職</u></p>	<p>1 契約担当者は、工事請負契約を締結した場合には、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の発注者用掛金収納書（<u>別紙1</u>、以下「収納書」という。）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）から提出させるものとする。</p> <p>2 前項の収納書は、工事請負契約締結後<u>1か月以内</u>に提出させるものとする。ただし、<u>工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注機関に申し出たときは、この限りでない。</u></p> <p>3 契約担当者は、前項ただし書の場合においては、受注業者からその理由及び共済証紙<u>の購入</u>予定時期を書面により申出させるものとする。</p> <p>4 契約担当者は、受注業者から第2項ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙<u>を追加購入したときは、当該共済証紙</u>に係る収納書を工事完成時まで提出させるものとする。 なお、受注業者から第2項ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙<u>を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申出させるものとする。</u> （新設）</p> <p>5 契約担当者は、工事完成届とともに</p>

金共済制度掛金充当実績総括表（別紙5）及び建退共証紙貼付実績書（別紙6）を受注業者から提出させるものとする。

なお、共済証紙等の貼付等率が著しく低いときは、その理由を書面により申出させるものとする。

7 契約担当者は、共済証紙等の購入状況を把握するため必要があると認められるときは、受注業者又は 機構の建退共都道府県支部に対し、共済証紙等の受払簿その他関係資料の提出を求めるものとする。

8 契約担当者は、共済証紙等の購入について、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数又はポイントを購入すれば十分であることに留意するものとする。

なお、その的確な把握が困難である場合において、 機構が定めた「掛金納付 の考え方について（別紙7）」を受注業者が参考とする際には「労働者延べ就労予定日数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に $\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率}}{70\%}$

を乗じた値を参考とすべきであることに留意するとともに、受注業者に対し「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。

9 契約担当者は、工事を発注するための現場説明書又は入札等の機会において、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、第1項から第7項までに掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。

(1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙等を購入し、証紙貼付方式においては当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付、電子申請方式においては、機構に対し、電子申請専用サイトを通じて、就労状況報告を行い、掛金を充当すること。

(2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙等を併せて購入して証紙貼付方式においては現物により交付し、電子申請方式においては退職金ポイントの充当を一括して申請すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙等の購入及び貼付又は掛金充当を促進すべきこと。

(3) 略

 建退共証紙貼付実績書（別紙1-2）を受注業者から提出させるものとする。

なお、共済証紙 の貼付等率が著しく低いときは、その理由を書面により申出させるものとする。

6 契約担当者は、共済証紙 の購入状況を把握するため必要があると認められるときは、受注業者又は 勤労者退職金共済機構の建退共都道府県支部に対し、共済証紙 の受払い簿その他関係資料の提出を求めるものとする。

7 契約担当者は、共済証紙 の購入について、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数 を購入すれば十分であることに留意するものとする。

なお、その的確な把握が困難である場合において、 勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について（別紙2）」を受注業者が参考とする際には「労働者延べ就労予定 数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に $\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率}}{70\%}$

を乗じた値を参考とすべきであることに留意するとともに、受注業者に対し「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。

8 契約担当者は、工事を発注するための現場説明 又は入札等の機会において、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、第1項から第6項までに掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。

(1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙 を購入し、 当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付 すること。

(2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙 を併せて購入して 現物により交付し、

 又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙 の購入及び貼付 を促進すべきこと。

(3) 略

掛金収納書 (電子申請方式)
(共済契約者が業主様へ)

掛金収納書 (電子申請方式) form fields including contract details, payment amounts, and worker information.

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの納入を定1分率で... (Explanatory text regarding the electronic application process and pension contribution rates).

共済証紙購入の考え方について

下記は、施工事務に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業日数」の7割が建設員の就業日数であると仮定して算出したものである。

対業主工事における労働者の加入率 (%) = 70%

Table showing the ratio of pension contribution fees for different construction work types (e.g., 1,000 ~ 4,999千円, 50,000 ~ 99,999千円).

Table showing the ratio of pension contribution fees for different construction work types (e.g., 1,000 ~ 4,999千円, 50,000 ~ 99,999千円).

(注) 施工事務上は、請負契約型 (請負費相当額を含む。) と無償支給材料評価額の合計額をいいます。

掛金口座振替申込受付書
(電子申請方式)

掛金口座振替申込受付書 (電子申請方式) form fields including bank information, contract details, and worker information.

この掛金口座振替申込受付書は、上記工業に係る建設業の事業主の全登録の法人について... (Explanatory text regarding the direct debit application process).

(参考) 建設キャリアアップシステム登録情報... (Reference information regarding the registration system).

建設業退職金共済制度証紙購入確認書

建設業退職金共済制度証紙購入確認書 form fields including worker details and contract information.

(掛金収納書添付)

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表 form including fields for issuer, recipient, contract details, and contribution summary.

入札参加にあたっての留意事項の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>10 建設業退職金共済制度への加入等について 県では、建設労働者の労働福祉の向上を図るため、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を予定価格に計上し、その普及に努めています。ついては、制度の趣旨を理解の上、次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 建退共制度の証紙貼付方式とした場合は対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付する、また、電子申請方式とした場合は対象労働者に係る退職金ポイントを購入し、勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に対し、電子申請専用サイトを通じて、就労状況報告を行い、掛金を充当すること。</p> <p>(2) 下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、証紙貼付方式とした場合は下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、また、電子申請方式とした場合は下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る退職金ポイントを合わせて購入し、退職金ポイントの充当を一括して申請すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙又は退職金ポイント（以下「共済証紙等」という。）の購入及び貼付又は掛金充当を促進すること。</p> <p>(3) 建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後証紙貼付方式においては1ヶ月以内に、電子申請方式においては40日以内に県に提出すること。 なお、電子申請方式において、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して機構の電子申請専用サイトで発行される「掛金口座振替申込受付書」が提出される場合、又は工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙等の購入予定時期を書面により申し出ること。</p> <p>(4) (3)の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙等を追加購入したときは、当該共済証紙等に係る収納書を工事完成時まで提出すること。</p>	<p>10 建設業退職金共済制度への加入等について 県では、建設労働者の労働福祉の向上を図るため、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を予定価格に計上し、その普及に努めています。ついては、制度の趣旨を理解の上、次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 建退共制度の _____ 対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付する _____ _____ _____ _____ こと。</p> <p>(2) 下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、 _____ 下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、 _____ _____ _____ _____ 又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙 _____ の購入及び貼付 _____ を促進すること。</p> <p>(3) 建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後 _____ 1ヶ月以内に _____ 県に提出すること。 なお、 _____ _____ _____ _____ 工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙 _____ の購入予定時期を書面により申し出ること。</p> <p>(4) (3)の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙 _____ を追加購入したときは、当該共済証紙 _____ に係る収納書を工事完成時まで提出すること。</p>

なお、(3)の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙等を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

(5) 別に定める建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表及び建退共証紙貼付実績書を作成し、工事完成届に添付して県に提出すること。

(6) 県から共済証紙等の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

(7) 略

なお、(3)の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

(5) 別に定める建退共証紙貼付実績書を作成し、工事完成届に添付して県に提出すること。

(6) 県から共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

(7) 略

改正後の規定は、令和5年9月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。